

佐世保市立図書館の
今後の運営のあり方について

平成26年3月7日
佐世保市図書館協議会

はじめに

佐世保市立図書館は大正7年に開館し、平成6年、現在地に貸出サービス中心の図書館として建て替えオープンした。

その後、飲食コーナーの設置や駐車場の拡張、木、金曜日の夜間開館の実施など利用者のニーズに応じて滞在型の図書館へと変化を遂げてきた。

平成15年の地方自治法の一部改正に伴い「指定管理者制度」が創設され、図書館の運営に指定管理者を導入する自治体が徐々に増えてきており、全国の公立図書館、約3,200館のうち、指定管理者を導入しているのは、約300館と1割程度である。導入館の中には、民間ならではの取り組みを行っているところもある。

しかし、一方で指定管理者を導入したものの、直営に戻した館も8館ある。

佐世保市図書館協議会においても、平成20年7月、佐世保市立図書館長からの「佐世保市立図書館の今後の運営について」の諮問を受け、指定管理者制度を含んだ総合的な検討を行い、その結果、平成21年1月、指定管理者制度の導入は望ましくないとの答申を行った。

近年、図書館に対するニーズはますます多様化・高度化し、地域の情報基盤としての整備等も求められるようになってきている。

一方で、厳しい財政状況に伴う事業の見直しや予算削減、施設の老朽化、人員不足など難しい状況にもある。

その様ななか、佐世保市議会において図書館の効率的な運営とサービスについての質問があり、今後の運営のあり方について検討を行うよう佐世保市は求められた。

こうした状況に伴い、「佐世保市立図書館の今後の運営のあり方について」平成25年4月25日付で佐世保市立図書館長からの諮問を受けた。

これを受け、図書館協議会では、机上だけの議論ではなく、指定管理者制度から直営へ移行した図書館長の話を伺ったり、武雄市図書館の視察を行うなど検討を行った結果、次のとおり答申するものである。

1 長期的な戦略を立てた運営

地方自治法では、公の施設の設置目的を効果的に達成するために必要があるときは、指定管理者に公の施設の管理を行わせることができるとなっている。

しかしながら、現状では学校図書館との連携など図書館としてやらなければならないことが検討されず、予算削減という効率的な財政上の問題と

して導入されているように感じる。

これは、公立図書館としての質の低下を招くことになりかねない。

各行政部局に意見が言え、課題解決のための施策を協同してプランニングできる直営の館長の方が、図書館の管理運営の権限しかない指定管理者の館長よりも行動力と柔軟性に富んでいると思われる。

また、選定される指定管理者が数年ごとの更新のたびに変われば、現在築かれつつある「読書大好き佐世保っ子プラン21」に基づく学校との連携、学校図書館や公民館図書室に対する支援など、他の行政部局や関連施設との連携を指定管理者が引き継いで発展させられるとは思えない。

開館日数の増加や開館時間の延長など目先のことより、本来、図書館として推進すべき課題検討を十分に、5年、10年先のビジョンを持った運営を行うことが望ましい。

2 地区公民館との連携について

利用者の地域別利用状況によると、図書館と早岐、相浦、世知原、宇久地区公民館図書室の周辺地域以外の方の利用が非常に少ない。

早岐、相浦、世知原、宇久地区公民館以外の地区公民館とも連携し、市民が自宅近くの地区公民館図書室で、貸出、返却のできるシステムづくりが必要である。

地区公民館図書室が、分館的な機能を持てば直結した市民サービスにつなげることができる。

普段の生活の中で、多くの市民が図書館を利用しやすい環境整備を行ってほしい。

3 インターネットなどの環境整備について

情報技術の高度化や多様化に伴い、図書館内でインターネットやオンラインで情報を検索できる端末の設置などの環境整備が必要な時期にきている。

インターネット情報は、速効性、検索性に優れているが、情報として価値の有るものと無いものが混在している恐れがあるので、利用者は、図書館の図書資料を使って情報の信頼性を高めることができる。

図書資料とインターネット情報の両方を統合して利用できるハイブリッドな図書館整備を行ってほしい。

4 サービス目標・サービス計画の策定

市民からは様々な要望が出されるが、それが本当に応えるに値する要望であるかどうかを見極めることが大切である。本当の市民サービスとは何なのかを選ぶことが必要である。

佐世保市立図書館としての独自の特色を持つため、どういう図書館にするのか目標を立て、中・長期的なサービス計画を策定し、そのことを市民に広く広報することが重要である。

5 駐車場の有料化について

平成23年の第2駐車場拡張により、渋滞は軽減された。

しかし、目的外駐車や長時間駐車は現在も多く、円滑な駐車場運営が図られていないと感じる。

このような現状を考えると、受益者負担を求める時期に来ている。

今後は、受益者負担も念頭において駐車場の有料化を検討することも必要である。

おわりに

図書館サービスは、図書館法第3条「図書館奉仕」に基づく行政サービスである。

この第3条を順守し遂行することこそ佐世保市立図書館の運営指針であろう。佐世保市民は、街を活性化するためだけの図書館ではなく、普段の生活を心豊かなものにし、自分の近くに文化を感じられる施設を求めている。

そのためには、図書館が市民の十分な読書環境を整えた身近で利用しやすい施設でなければならない。

審議経過

第1回協議会	平成25年4月25日
第2回協議会	平成25年5月29日
第3回協議会	平成25年7月24日
第4回協議会	平成25年11月28日
第5回協議会	平成26年2月21日

佐世保市図書館協議会委員名簿

	氏 名	役 職 名	
会 長	はらぐち たけ ひと 原口 孟 士	佐世保市公民館運営審議会 代表 Tel24-1111（公民館政策課）	学 識 経 験 者
委 員	あべ りつこ 阿部 律子	長崎県立大学 教授 Tel47-2191（長崎県立大学）	学 校 教 育 の 関 係 者
	はたもと たかこ 畠本 孝子	佐世保市学校図書館協議会 佐世保市立清水中学校教諭 Tel24-8484（清水中学校）	社 会 教 育 の 関 係 者
	みやはら としあき 宮原 利明	佐世保文化協会 常任理事 Tel33-3160（佐世保文化協会）	家 庭 教 育 の 向 上 に 資 する 活 動 を 行 う 者
	さくらい えいこ 櫻井 英子	NPO法人子どもと女性のエンパワメント佐世保 Tel080-1730-0181（よんぶらこ）	